

令和2年4月

保護者の皆様へ

世田谷区教育委員会

自宅学習用タブレット型情報端末等の臨時貸与について

世田谷区では、今回の学校臨時休業期間が長期化していることに鑑み、ＩＣＴなどを活用しての子どもの自宅学習の支援など、学習環境の整備を図ってまいります（自宅での学習の仕方などについては、別途ご連絡します。）。

そのため、スマートフォンなど、インターネットに接続することができる通信機器を保有していないご家庭に、タブレット型情報端末等を貸与することとしましたのでご案内します。

なお、今回の機器貸与は、臨時に行うもので、学校におけるタブレット型情報端末の整備を始めとしたＩＣＴ環境整備につきましては、別途取り組んでまいります。

記

1 対象者

次のいずれかの児童・生徒がいるご家庭で、ご家族や同居の方の利用する機器を含めて、スマートフォン、タブレット型情報端末、パソコンなどインターネットに接続するための機器を保有していないご家庭

- ① 世田谷区立小学校5年生又は6年生の児童
- ② 世田谷区立中学校1年生の生徒
- ③ 世田谷区立中学校2年生又は3年生の生徒の内、昨年度に世田谷区立中学校に在籍していなかった生徒

※ 児童・生徒が、家庭での学習のために、何らかの形で利用できるスマートフォン等がある場合は機器貸与の対象者となりません。また昨年度からｅ－ラーニングの中学校全校展開をしていることから、昨年度からの区立中学校在籍生徒を対象外としております。

※ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、今回、確保できるタブレット端末は全体で1000台となるため、万が一申請数が多数の場合は、上級学年から順次貸与させていただきます。

2 申請手続

貸与申請書（別紙）に必要事項を記載の上、次のいずれかの方法によりご提出ください。

- ① 児童・生徒が在籍する学校への貸与申請書の提出
- ② 郵送による貸与申請書の提出

【郵送先】〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区教育委員会事務局 教育総務部 教育総務課 教育情報化
担当

- ③ ファクシミリによる貸与申請書の提出

【ファックス先】03-5432-3028（教育総務課 教育情報化担当）

3 申請期限

令和2年4月28日（火）（必着）

4 貸与物品

1世帯に対して「タブレット型情報端末」及び「モバイルWi-Fiルーター」各1台の無償貸与

5 貸与予定期間

5月上旬から当分の間

6 I C T環境整備の早期実現

今回の機器貸与は、学校臨時休業期間が長期化していることに対する臨時の対応です。区教育委員会では、早期に小学1年生～中学3年生の児童・生徒1人1台の情報端末の整備に取り組んでまいります。

【お問い合わせ先】世田谷区教育委員会事務局 教育総務部

教育総務課 教育情報化担当 電話：03-5432-2969